

日本救急医学会指導医・専門医制度

日本救急医学会専門医認定制度

一般社団法人 日本救急医学会



# 日本救急医学会指導医・専門医制度規則

## 第1章 総 則

第1条 この制度は、救急医学及び救急医療を進歩発展させ、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本救急医学会は、前条の目的を達成するため、この制度により、日本救急医学会指導医（以下指導医と略記）、及び日本救急医学会による救急科専門医（以下専門医と略記）を置く。

## 第2章 指導医・専門医制度を運用する機関

第3条 日本救急医学会は、指導医及び専門医制度の運用に当たって、指導医・専門医制度委員会（以下制度委員会と略記）を設置する。

第4条 制度委員会は、指導医・専門医制度の運用全般についての管理を行う。

第5条 制度委員会は、理事会の議を経て代表理事が委嘱した若干名の委員をもって構成する。

## 第3章 指導医及び専門医を審査する機関

第6条 制度委員会は、指導医及び専門医を審査するために、下記の委員会を設置する。

- ・指導医認定委員会
- ・専門医認定委員会
- ・研修プログラム委員会

## 第4章 附 則

第7条 この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

この改正は、平成8年10月6日から施行する。

この改正は、平成15年11月18日から施行する。

この改正は、平成25年10月20日から施行する。

第8条 この規則は制度委員会、理事会、社員総会の議決を経なければ、変更もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

# 日本救急医学会指導医・専門医制度施行細則

## 第1章 運 営

第1条 日本救急医学会指導医・専門医制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則にしたがうものとする。

## 第2章 制度委員会

- 第2条 制度委員会は、指導医・専門医制度の運用に当たって生じた疑義を処理する。
- 第3条 制度委員会は、各認定委員会と研修プログラム委員会の委員を会員の中から選任する。委員の選任に当たり、各認定委員会と研修プログラム委員会の委員のうち少なくとも2名以上は、制度委員会の委員がこれを兼務する。
- 第4条 制度委員会の定員は9名以上15名以内とする。
- 第5条 制度委員会委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。
- 第6条 制度委員会の委員長は、代表理事が評議員の中から選出し、制度委員会委員は委員長が正会員の中から推薦して、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第7条 制度委員会委員に欠員を生じたときは、制度委員会の議を経て、代表理事が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第8条 制度委員会は定員の3分の2以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。文書による意思の表示は出席と認めない。
- 第9条 制度委員会の委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。
- 第10条 制度委員会委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。
- 第11条 制度委員会の事務は、日本救急医学会事務所において行う。

## 第3章 附 則

- 第12条 この細則は、昭和64年1月1日から施行する。  
この改正は、平成8年10月6日から施行する。  
この改正は、平成15年11月18日から施行する。  
この改正は、平成18年8月4日から施行する。  
この改正は、平成25年10月20日から施行する。  
この改正は、平成26年8月28日から施行する。
- 第13条 この細則は制度委員会、理事会の議決を経なければ、変更もしくは廃止することができない。

# 日本救急医学会専門医認定制度

# 日本救急医学会専門医認定制度規則

## 第1章 総 則

- 第1条 この制度は、救急医学の進歩を促し、救急医療の水準を向上させることを目的とする。
- 第2条 日本救急医学会は、前条の目的を達成するため、この規則により、救急科専門医（以下専門医と略記）を認定し、また専門医育成のために、救急科専門医指定施設（以下専門医指定施設と略記）を認定する。

## 第2章 専門医制度を運用する機関

- 第3条 専門医制度の運用は、指導医・専門医制度委員会（以下制度委員会と略記）が行う。

## 第3章 専門医及び専門医指定施設を審査する機関

- 第4条 専門医及び専門医指定施設の審査は、専門医認定委員会が行う。
- 第5条 専門医認定委員会は、理事会の議を経て代表理事が委嘱した若干名の委員をもって構成する。

## 第4章 専門医指定施設

- 第6条 日本救急医学会は、次の各項の条件を備え、専門医育成にふさわしい病院または病院の救急部門を専門医指定施設として認定する。
1. 救急医療活動の実績を有していること。
  2. 救急医療に関する教育指導体制がとられていること。
  3. 救急医療に必要な診療機器等が整備されていること。

## 第5章 専門医指定施設の認定

- 第7条 専門医指定施設の認定を受けようとする施設は、細則に定める申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。
- 第8条 専門医認定委員会は、専門医指定施設として適当と認めた施設を、制度委員会の議を経て、代表理事に報告する。
- 第9条 代表理事は、制度委員会の報告に基づき、理事会及び社員総会の議を経て、その施設を専門医指定施設として認定し、専門医指定施設認定証を交付する。
- 第10条 専門医指定施設認定証の有効期間は、その交付日より3年とする。

## 第6章 専門医指定施設の更新

第11条 専門医指定施設は、資格取得後3年ごとにこれを更新しなければならない。ただし、指導医指定施設の資格をもつ専門医指定施設の更新は、指導医指定施設の更新をもってこれにあてる。

第12条 専門医指定施設の更新を申請する施設は、細則に定める申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。

## 第7章 専門医指定施設認定の解除

第13条 専門医指定施設は、次の理由により認定が解除される。

1. 第6条に該当しなくなったとき。
2. 専門医指定施設の認定を辞退したとき。
3. 専門医指定施設の更新手続きを行わなかったとき。

## 第8章 専門医申請資格

第14条 専門医になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 日本国の医師免許を有すること。
2. 申請時において、継続して3年以上本学会の会員であること。
3. 5年以上の臨床経験を有すること。
4. 専門医指定施設またはこれに準じる救急医療施設において、救急部門の専従医として3年以上の臨床修練を行った者であること。または、それと同等の学識、技術を習得した者であること。

## 第9章 専門医の認定

第15条 専門医の認定を受けようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに専門医認定委員会に提出しなければならない。

第16条 専門医認定委員会は、毎年1回、専門医申請書類によって資格審査を行い、筆記試験を行う。

第17条 専門医認定委員会は、専門医としての適否を審査し、その結果を代表理事に報告する。代表理事はその報告に基づき、専門医認定証を交付する。

第18条 専門医認定委員会は専門医審査の結果を制度委員会に報告し、制度委員会は理事会及び社員総会にそれを報告する。

第19条 専門医認定証の有効期間は、その交付日より5年とする。ただし、規則第11章第22条の規定によって、専門医がその資格を喪失した場合、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

## 第10章 専門医の更新

第20条 専門医は、専門医資格取得後5年ごとに、これを更新しなければならない。ただし名誉会員（及び功労会員）はその限りではない。

第21条 専門医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類を専門医認定委員会に提出しなければならない。

## 第11章 専門医資格の喪失・取消

第22条 専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

1. 日本国の医師免許を、喪失・返上したとき、または剥奪されたとき。
2. 本学会の会員資格を喪失したとき。
3. 専門医の資格を辞退したとき、または専門医の認定を取り消されたとき。
4. 専門医の更新手続きを行わなかったとき、または更新を認められなかったとき。

第23条 専門医としてふさわしくない行為のあったとき、または専門医として不適と認められたときは、専門医認定委員会、制度委員会、理事会及び社員総会の議決によって、専門医の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門医に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

## 第12章 移行措置

第24条 日本救急医学会認定医及び認定医指定施設は、細則に定める手続きを経て、専門医ならびに専門医指定施設への移行を申請することができる。

2. 日本救急医学会認定医の新規及び更新の申請は、平成17年度を最終年度とする。ただし、認定医認定証に示された有効期間は認定医としての資格を有する。
3. 日本救急医学会認定医指定施設の新規及び更新の申請は、平成15年度を最終年度とする。ただし、認定医指定施設証に示された指定期間は有効とする。

## 第13章 附 則

第25条 この規則は制度委員会、理事会及び社員総会の議決を経なければ、変更または廃止することができない。

第26条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

第27条 この規則は、平成15年4月1日より施行する。  
この改正は、平成15年11月18日より施行する。  
この改正は、平成18年10月29日より施行する。  
この改正は、令和元年10月1日より施行する。



# 日本救急医学会専門医認定制度施行細則

## 第1章 運 営

第1条 日本救急医学会専門医認定制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定にしたがうものとする。

## 第2章 専門医認定委員会

第2条 専門医認定委員会委員の定員は11名とする。

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。

第4条 専門医認定委員会の委員長は、制度委員会委員長が制度委員会委員の中から推薦し、委員は委員長が推薦して、それぞれ制度委員会、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第5条 委員に欠員を生じたときは、委員長が推薦し、制度委員会、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会は定員の3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。文書による意思の表示は出席と認めない。

第7条 委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。

第8条 委員は、入手した会員に関する一切の情報を漏らしてはならない。

第9条 委員会の事務は、日本救急医学会事務所において行う。

## 第3章 専門医指定施設の認定

第10条 専門医指定施設の認定を受けようとする施設は、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各11通を、専門医認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医指定施設申請書
2. 施設内容説明書

第11条 専門医指定施設は、規則第4章第6条に定める以外に、原則として次の各項の条件を備えていなければならない。

1. 救急部門があること。
2. 各種の救急患者を診療していること。
3. 救急車で搬送される救急患者を充分数受け入れていること。
4. 院外心肺停止（CPA）患者を充分数受け入れていること。
5. 救急科専門医が2名以上常勤医として勤務していること。
6. 専門医の修練に適した設備が完備されていること。
7. 救急部門の専任医がいること。
8. 学会活動等救急医療に関する業績が充分あること。

※ただし、専門医指定施設の初回新規申請に限り、第5項の規定にしばられずに、救急科専門医が1名でも申請することができる。

## 第4章 専門医指定施設の更新

第12条 専門医指定施設の更新を申請する施設は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各11通を、専門医認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医指定施設更新申請書
2. 施設内容説明書

第13条 指導医指定施設の資格をもつ専門医指定施設の更新は、指導医指定施設の更新をもってこれにあてる。ただし、専門医指定施設更新申請書は提出しなければならない。

## 第5章 専門医の認定

第14条 専門医の認定を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各11通を、別に定める申請手数料とともに、専門医認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医申請書
2. 履歴書
3. 医師免許証（写）
4. 会員歴証明書
5. 救急勤務歴証明書
6. 専門医診療実績表

第15条 専門医の認定は次の3段階の審査によって行うものとする。

1. 救急勤務歴審査（専門医制度規則第8章第14条に基づく）
2. 診療実績審査
3. 筆記試験

## 第6章 専門医の更新

第16条 専門医の更新を申請する者は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各11通を、別に定める申請手数料とともに、専門医認定委員会に提出しなければならない。

1. 専門医更新申請書
2. 専門医資格取得後5年間における会費納入証明書
3. 専門医資格取得年の前年の4月1日以降5年間の業績目録

なお、業績目録においては、制度委員会が定める配点にしたがい、総得点150点以上の業績目録を提出しなければならない。そのうち少なくとも100点は、日本救急医学会総会、日本救急医学会地方会及び日本救急医学会専門医セミナーにおいて取得しなければならない。ただし、総会出席の点数を含めること。

4. 申請締切時において、満65歳以上の専門医は、申請時点より遡る5年間に日本救急医学会総会に3回出席したことを証明するもの（参加証など）の提出をもって、本条3項の業績にあてることができる。

- 第17条 指導医の資格をもつ専門医の更新は、指導医の更新をもってこれにあてる。ただし、専門医更新申請書は提出しなければならない。
- 第18条 専門医の更新に当たり、特別の理由により5年間で総得点150点に満たない者は、有効期間満了年の申請期間に、第16条に定める申請書類及び次の各項に定める書類の正本各1通及び副本各11通を、別に定める申請手数料とともに、専門医認定委員会に提出しなければならない。
1. 専門医更新猶予申請書（書式自由）
  2. 更新猶予申請理由を証明するもの
- 第19条 前条により、更新猶予が認められた者は、有効期間満了年の2年後の申請期間に、細則第6章第16条に定める手続きをとらなければならない。なお、その際提出する業績目録は、専門医資格取得年の前年の4月1日から7年間で総得点210点以上の業績を記載しなければならない。そのうち少なくとも140点は日本救急医学会総会、日本救急医学会地方会及び日本救急医学会専門医セミナーにおいて取得しなければならない。（ただし、総会出席の点数を含めること。）  
この場合の更新後の専門医資格有効期間は、3年間とする。次の更新に関しては、有効期間3年間で総得点150点以上の業績を記載しなければならない。
- 第20条 専門医認定委員会は、必要に応じて、専門医更新申請者に対し、細則第6章第16条に定める書類の記載内容について、説明を求めることができる。

## 第7章 専門医及び専門医指定施設の申請

- 第21条 専門医の新規認定申請の手続きは、細則第5章第15条にしたがい、次の通りとする。
1. 救急勤務歴審査：毎年1月1日から2月末日までの期間に細則第5章第14条第1項から第5項までの申請書類を専門医認定委員会に提出する。
  2. 診療実績審査：1. の救急勤務歴審査に合格した申請者は、同年5月1日から6月30日までの期間に細則第5章第14条第6項の申請書類を専門医認定委員会に提出する。
  3. 筆記試験：2. の診療実績審査に合格した申請者は、委員会の定める期日に行われる筆記試験を受験する。
- 第22条 専門医の更新申請及び更新猶予申請は、毎年4月1日から6月30日までとする。
2. 専門医指定施設認定申請は、新規及び更新とも毎年4月1日から6月30日までとする。
- 第23条 申請手数料は次の通りである。
- 専門医申請手数料 10,000円  
専門医更新手数料 10,000円  
指導医の資格を有する者の専門医更新手数料 0円
- 第24条 既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第25条 申請先及び申請手数料送金先  
〒113-0033  
東京都文京区本郷三丁目3番12号 ケイズビルディング3階  
日本救急医学会事務所
- 第26条 すべての審査は、毎年、その年の総会までに完了しなければならない。

## 第8章 認定料

第27条 専門医認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規30,000円、更新10,000円を納付しなければならない。

第28条 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

## 第9章 移行措置

第29条 日本救急医学会認定医指定施設は、平成15年度から平成18年度までの間は、本条の規定によって専門医指定施設の認定を申請することができる。

2. 前項の規定によって専門医指定施設の認定を申請する認定医指定施設は、次の各号の申請書類の正本各1通及び副本各11通を専門医認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医指定施設移行申請書
- 2) 認定医指定施設証(写)

3. 専門医認定委員会は、専門医指定施設移行申請について毎年1回、申請書類によって審査し、専門医指定施設に必要な要件を満たす施設を専門医指定施設と認定する。ただし、この場合の指定期間は認定医指定施設証の残余期間とする。

4. 本条の規定によって認定された専門医指定施設が専門医指定施設の更新を行う場合、及び認定医指定施設の有効満了年に専門医指定施設の申請を行う場合には、第4章に準じて行う。

第30条 日本救急医学会認定医であって、日本救急医学会認定医認定証の交付の日から満2年を超えているものに限り、平成15年度から平成22年度までの間は、本条の規定によって専門医の認定を申請することができる。

2. 前項の規定によって専門医の認定を申請する認定医は、次の各号の申請書類の正本各1通及び副本各11通を、別に定める申請手数料とともに、専門医認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医移行申請書
- 2) 専門医移行試験合格証
- 3) 認定医認定証(写)
- 4) 認定医認定証の交付から移行申請の年度までの会費納入証明書
- 5) 認定医認定証の交付から移行申請時までの修練施設表・勤務証明

ただし、継続して5年以上の認定医資格を有する場合には、5)の提出を免除する。

3. 専門医認定委員会は、専門医移行申請者について申請書類によって審査し、専門医に必要な条件を満たすものを、専門医と認定する。ただし、この場合の専門医認定期間は認定医認定証の残余期間とする。

4. 本条の規定によって認定された専門医が専門医の更新を行う場合、及び認定医の有効期間満了年に専門医の申請を行う場合には、第6章を準用する。

第31条 本細則の第29条及び第30条の規定による移行申請については、本細則第7章を準用する。

第32条 本章の移行措置によって、認定医認定証の残余期間について専門医認定証の交付を受ける場合には、第8章第27条の規定にかかわらず認定料を免除する。

## 第10章 附 則

第33条 この細則の変更は、制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

第34条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、制度委員会が審議する。

第35条 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

この改正は、平成15年9月1日より施行する。

この改正は、平成16年10月26日より施行する。

この改正は、平成17年8月3日より施行する。

この改正は、平成17年10月25日より施行する。

この改正は、平成18年10月29日より施行する。

この改正は、平成19年10月15日より施行する。

この改正は、平成20年2月19日より施行する。

この改正は、平成20年10月12日より施行する。

この改正は、平成21年7月17日より施行する。

この改正は、平成22年7月16日より施行する。

この改正は、平成23年1月1日より施行する。

この改正は、平成23年10月17日より施行する。